

市民後見人No.100

(旧「市民後見人・品川」会報、通巻No.110)

発行／特定非営利活動法人 市民後見人の会

〒140-0014 東京都品川区大井 1-15-1 品川区社会福祉協議会品川後見センター分室内3階

TEL : 080-3912-3259 (通話専用です。月一金曜日の10-16時の間対応します)

FAX : 03-6303-8265 (ファックス専用で、受信は24時間対応 できます)

MAIL : npokouken@gmail.com

URL : <http://www.shiminkoukenninokai.jp>

■累計 32 件目を受任■

東京家庭裁判所は2月26日、親族から申立てのあった品川区在住女性(88歳)の成年後見人を本会に、監督人を品川区社会福祉協議会に夫々選任しました。

この女性は本会受任31件目にあたる被後見人女性(83歳)と義姉妹で、このようなケースは本会にとっては初となり、担当者間で情報を共有していくことが大事になると思われま

■養玉院如来寺に合同供養碑を建立■

死後、葬儀をしたり納骨する場所が見つからない被後見人らを供養する碑が、「大井の大仏」で知られる婦命山養玉院如来寺(品川区西大井5-22-25)にできました。

身寄りや財産がなかったり、親族が遺骨の受け取りを拒否する被後見人らのお墓をどうするか!!

私たちの活動を進めるうえでこの問題は、悩みの種の一つでした。「低料金で納骨できる墓を作りたい」と監督人と相談、区社協が動き、同寺の住職が理解を示し、実現しました。

この墓を利用できる対象者は、本会のように同区内で後見活動をしている団体・個人等に係る身寄りのない被後見人等です。4月から納骨が可能となり、本会からは被後見人やその関係者計2人の遺骨を納める予定です。この事業のために、本会は100万円を同社協に寄付しました。

■総会前までに会費をお納めください■

平成28年度会費(3000円)の未納会員は、5月29日予定の総会前までに下記の口座にお振込みください。未納の場合は議決権がありません。当日、会場でのお支払いも可能ですが事務の簡素化にご協力ください。

記

みずほ銀行荏原支店 普通口座1086153

特定非営利活動法人市民後見人の会(トクテイヒエイリカツドウホウジンシミンコウケンニンノカイ)

■会報発行担当者を金城会員にバトンタッチします■

本紙「市民後見人」が100号となりました。創刊号は、本会がNPO法人に認定(2008年1月24日)された直後の2月4日でした。任意団体時代の会報「市民後見人・品川」を含めると計110回発行されました。

これまで古賀忠壹が会報担当を務めてきましたが、編集内容のマンネリ化を自覚するようになりました。次号からは、金城清さんが担当者になり、原則、月刊2頁とします。

ご期待ください!!

(文責・古賀)